

新潟中華総商会会則

(名称) 本会は、一般社団法人日本中華総商会の地域密着型分会で、新潟中華総商会と称し、英文表記は CHINESE CHAMBER OF COMMERCE IN JAPAN-NIIGATA(略称 CCCJ-NIIGATA)とする。

第1条 (目的) 新潟及び東北地域の華僑華人企業及び中国資本企業の相互協力並びに日本企業との交流を促進し、世界各国の華人経済組織との連携を強め、よって会員企業の発展と地域経済の発展に寄与する。

第2条 (原則) 本会は全会員により支えられる経済団体であり、会によるところの個人的利得に関するものではない。会員一人ひとりの人格・能力を尊重し、他会員の優れている部分を吸収してビジネス能力をアップする。商をもって商を語る組織の力で会員のビジネスチャンスを作る。

第3条 (事業) 本会は第2条の目的を達成するために次の諸事業を行う。

- (1) 会員の親睦交流活動のための事業
- (2) 会員に対する商務、税務、法律及び金融等に関する相談支援事業
- (3) 日本の商工団体及び世界各国の経済団体との交流活動の実施
- (4) 海外視察の実施
- (5) セミナー及び講演会等の実施
- (6) 会員情報の編集発行
- (7) その他この法人の目的に合う事業と活動

第4条 (支部会及び専門委員会) 理事会の議決を経て支部会及び専門委員会を置くことができる。

第5条 (会員) 次の各号に該当する者で、次条の規定によりこの法人の会員になった者をもって構成する。

(1) 一般会員

イ 法人正会員: 日本国の法律にもとづいて設立され、華僑・華人が創立、経営、運営し、あるいは代表を務める法人。

ロ 個人正会員: 日本において経済またはそれに準じる活動に従事している華僑・華人である個人。

ハ 賛助会員: この法人の事業に対し支援する意思を有する法人。代表者の国籍・民族は問わない。上記の一般会員は、それぞれの所在地にある分会また聯誼会に所属する。

(2) 団体会員

イ 一般団体会員: この法人の事業に対し賛同・支援する意思を有する華僑華人経済団体。

ロ 協力団体会員: この法人と同種の目的をもち相互協力を行う国際交流団体。

(3) 特別会員

この法人の事業に対し賛同・支援する意思を有する特定の中国法人。

(会員資格の取得)

本会の会員になろうとする者は、本会の会員 2 名以上の推薦を得て、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 理事会の同意を得た者の申請資料のコピーを一般社団法人日本中華総商会の代表理事に提出し登録する。承認の通知は会長より行う。

会費の納入が完了した時点で正式入会とする。入会申込書の記載情報が変更された場合、速やかに会の事務局に変更届を提出しなければならない。

(会員の権限)

(1) 会員は本会の事業活動に優先的に参加する権利を有する。

(2) 一般会員は、会員総会に出席し、意見を述べることができる。

(3) 一般会員は、一般社団法人日本中華総商会会則に規定された権利を行使することができる。

第 7 条 (退会) 下記のもは臨時理事会の審議を経て退会手続きを行う。退会年度の会費は返却しない。

1、本人から退会を申し出たもの。退会を希望する会員は会長に退会届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。但し退会した年度の会費は免除しない。

2、会費を連続 2 年以上滞納がある者、自動的に退会と見なす。

3、本会の名誉を著しく傷つけたもの。

4、会員の和を著しく乱したもの。

5、著しく本会の主旨を反した行為を行ったもの。

第 8 条 (会費) 会員は本会が定める会費を納める義務がある。総会后請求書の期限まで納付するものとする。会員は会費納入前に退会届を提出してもその年度内の会費を納入しなければならない。

(1) 一般会員

イ 法人正会員:年間 36,000 円。

ロ 個人正会員:24,000 円。

ハ 賛助会員:企業、団体が一口 3 万円、一口以上/年間、個人が一口 1 万円、一口以上/年間

(2) 団体会員

イ 一般団体会員:

ロ 協力団体会員:

(3) 特別会員

特別の事情が生じた場合、理事会の決議を経て理事特別会費を徴収することができる。

第 9 条 (活動費用及び事務局費用)

1、本会の活動費用は会費、寄付金、事業収益によりまかなう。

2、事務局は新潟市に設置する。または理事の会社に置き、その会社は理事会で決定する。

3、当会は事務局会社に事務経費として年会費収入の 20%限度で支払う。

第10条（資産の管理） 本会の資産は会長が管理する

第11条（会計） 会計年度は毎年6月1日から翌年5月31日までとする。会計処理に関する細則は理事会の議決を得て、会長が別に決める

第12条（総会） 総会は定期総会と臨時総会とする。定期総会年一回開催。開催日は会計年度末から2ヶ月以内とする。臨時総会は理事会の決議または会員総数の3分の1以上の要求により会長が招集する。総会は本会の最高の決議機関であり、次の事項を議決する。イ、理事及び監事の選出、ロ、会則の改正、ハ、事業計画と予算の承認、ニ、事業報告と決算の承認、ホ、理事会が認めた事項。定期総会は会員総数の過半数の出席（委任状を含む）により成立し、出席会員の過半数でこれを議決する。可否同数の時は議長の決するところによる。総会の議長は会長とする。

第13条（役員会） 会長1名、副会長3名、理事15名以内、監事1～2名とし、定期総会において選任承認する。本会の会長、副会長及び理事をもって民法上の理事とする。名誉会長、特別顧問、顧問はこの限りではない。

第14条（会長、副会長） 理事の互選により理事の中から会長、副会長を選出する。会長は対外的に本会を代表し、対内的には会務の全てを統括する。副会長は会長を補佐し、会長が会務執行不能時は会長の職務を代行する。

第15条（理事）

- 1、理事は会員の推薦と自薦による理事立候補から、会員全員による投票で選出される。
- 2、理事はボランティア精神で会務執行を行い、理事会には70%以上出席すること。
- 3、理事は理事会の決議を経た理事特別会費を納める義務がある。
- 4、理事は会員を増やし、会員との交流において中心的な役割を果たさなければならない。
- 5、理事はとくに第3条に定めている原則を守って会務にあたること。
- 6、理事は総務、財務会計、企画、広報などの役割を分担し、各会務を遂行する。また、行事計画毎に実行委員会を組織することが出来るものとする。

第16条（名誉職） 本会は顧問、特別顧問、名誉会長を会長の推挙により役員会の承認を経て置くこととする。

第17条（役員任期）

- 1、理事及び会長の任期は2年とし、再任を妨げない
- 2、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3、役員は辞任又は任期満了後の場合において後任者の就任するまで引き続きその職務を行う。
- 4、名誉会長、特別顧問、顧問の任期は該当期理事会と同じとする。

第18条（理事会）

- 1、理事会は基本として年12回開く。会長が理事会の議長を務める。
- 2、会長は活動方針、事業計画にもとづき自ら、または副会長、理事、監事の要請により随時役員会議を招集できる。
- 3、理事会の開催にあたり明確な議題、目的、時間、場所等を1週間前までに理事に知らせなければならない。
- 4、民主的な会議進行を行い、お互いの発言を尊重し、提案方式で主張を述べて物事だけ議論する。
- 5、議事録は会長から担当者を指名して記録・文書化する。会長の承認手続きを経て保管閲覧に備える。

第 19 条（監事） 本会の会務、会計を監査し、会運営の状況を検証し定期総会において総評する。

第 21 条（備え付け帳簿及び書類）

事務所には、本会の会員名簿、理監事及び職員の名簿および履歴書、会議記録、会計帳簿および証拠書類、資産、負債および正味財産の状況を示す書類及びその他必要な帳簿と書類を備えて厳重に保管しておかなければならない。特に個人情報について個人情報保護法に基づいて取り扱わなければならない。

第 22 条 本会会則の改正は定期総会において会員総数の三分の二以上の同意を得て議決する。

本会則は一般社団法人日本中華総商会定款に抵触及び規定不備が生じた場合法人に従う。

附 則 この会則は 2016 年 9 月 10 日創立理事会で決定されたものである。

会 長： 王 裕 晋

住所：新潟県加茂市五番町 16-10 080-1052-8258

副会 長：

曾 衛 斌（新潟市西区ときめき西 1 丁目 18 番地 1）

事務局 長： 近藤 哲

監 事： 王輝岩

新潟中華総商会事務局

〒950-0088

住所

新潟県 新潟市中央区 万代 2 丁目 1-1

（東方航空新潟支店内）

TEL070-4427-8921 FAX025-248-5661

E-mail: cccj.niigata@gmail.com